

文教福祉委員会

令和2年12月15日（火）

午前10時00分～午前11時38分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長、村口障がい福祉課長
- ・教育部 百崎教育部長、松島副理事兼学校教育課長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について
- ・所管事務調査について

○池田委員長

おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催します。

まずお伺いします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

反対意見はないようですので、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、そのように採決します。

お諮りいたします。当委員会に付託された第110号から第113号、第115号、第116号、第119号、第122号、第129号から第132号、第136号、第137号及び第140号議案について可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了しました。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがでしょうか。

正副委員長一任でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次に所管事務調査に移ります。

準備いたします。しばらくお待ちください。

◎追加資料配付

○池田委員長

それでは、改めまして、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会、第4回の所管事務調査を行います。

教育部のほうがちよっと遅れておりますので、先に保健福祉部のほうからの説明を求めたいと思いますが、今回、当委員会からの出席要求に対しまして応じていただきまして大変ありがとうございました。

最初に、所管事務調査のスケジュールについて確認いたしたいと思います。

前回の所管事務調査の際に、執行部からの意見聴取を行うこと、団体からの意見聴取については、聴覚障がい者の団体だけでなく、視覚がい害の団体を加えることを確定しております。そこで、このことを反映させたスケジュールを作成し、Side Booksの本日の会議のフォルダに掲載していますので、御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

次第の2、障がい者とのコミュニケーション方法の状況について、資料が出ておりますので、まず保健福祉部のほうから説明をお願いしたいと思います。前回、聴覚障がいの分については説明を聞いておりましたので、その部分は外していただいて、資料は全部含めて入っておりますので、参考にしてください。では、よろしくお祈いします。

◎障がい者とのコミュニケーション方法の状況について 説明

○池田委員長

以上、保健福祉部のほうから説明がございました。

引き続き、教育委員会のほうからも資料が出ておりますので、まずこちらのほうの説明からお願いしたいと思います。

◎佐賀市立小・中学校の特別支援学級 説明

○池田委員長

以上、資料についての説明がございましたけれども、これについて、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。

○山下明子委員

御説明いただきまして、保健福祉部の資料の関係で、6ページ、7ページあたりで各年度の制度の利用者数がありますよね。所得制限があるという関係もあるんでしょうけれども、何かコミュニケーション促進のための補装具支給とか日常生活用具の給付とかというのが、件数がすごく少ないなと思うんですね。実際にいらっしゃる方たちの中で、どこまで知られているのかというレベルの話なのか、それとも、所得制限で引っかけられないんだということなのかというのが、ちょっとよく分からないなという感じがするんですが、どうなんですかね。

○村口障がい福祉課長

手帳を取られる際には、市のほうから、この障がい者福祉サービスの御案内というのを
お渡ししております、該当すると思われるサービスには丁寧に説明しているところでござ
います。

また、特に補聴器とか眼鏡については、お店のほうがどの補助ができるというのは承知
されていますので、補助ができるというようなことは、お伝えを事業者のほうに協力いた
だいてというか、されてあるようです。

○山下明子委員

例えば、コンタクトレンズはゼロとか、それから一番下の重度障がい者用意思伝達装置
が2件、購入1件、修理1件ということで、これは各年度に1件ずつあったということではな
く、元年度時点での1件1件だということですよ。だから、変化がない状態で、今使っ
ている人が、この制度を活用している人が1件だという話になると思うんですが、そんなも
んなのかなというのがちょっとよく分かんないんですけどね。

○村口障がい福祉課長

これは各年度ごとなんで、累計していつているわけではないです。

○池田委員長

年度ごとの利用者ということですね。

○山下明子委員

昨日、障害福祉計画のことでちょっとお聞きしたんですが、要するにこれを活用して
いる人が今現在何人おられるのかということは分かっておられるんですかね。そのとき
のときは1人だとか2人だとかと言いますが、現時点で何人これを活用している人がおら
れるかということの把握はもちろんできているんですよ。

○村口障がい福祉課長

この重度障がい者用の意思伝達装置について言えば、これは必要な方、必要じゃない方
がいらっしゃると思いますので、そこは把握していません。例えば、この前私が、視覚障がい者
団体の方とお話する機会があったんですけど、いわゆるパソコンとかスマホというのは、
ほぼ使われている、音声に変えてできるようにアプリを入れたりということで、何らかの
方法でパソコン等は使用されてあるということで聞いております。

それから、そのとき、市に相談があれば、当然、助成対象機器であれば助成はしている
というふうに考えております。

○障がい福祉課職員

補足させていただきます。

舗装具と日常生活用具につきましては、個人ごとに、個別にファイルを作っております。
それと、もちろんうちのデータ入力もしております、その方が、いつ、どういった品目
を購入されているのかという記録を全て残すようにしております。ですので、そのデータ

を抽出したりすれば、数も把握できますし、どういった品目をそれぞれに給付しているのかという記録も分かります。これが、例えばその方が佐賀市外に引っ越しされたときとかも、その記録を全て次の市町に引き継がなければならないというふうになっております。やっぱり耐用年数等がありますので、一つ一つの品目がいつ買って、いつ終了してという記録はとても大事なもののなので、記録を残しております。

○山下明子委員

個人ごとのカルテのような形になっていることなんだと思いますので、それは分かりましたが、要するに、そういうことを利用している人たちがどれぐらいいるかということが、全体像として分かるようなデータというふうには示されないものなのかなということなんです。

○障がい福祉課職員

市のほうの福祉の障がい福祉のシステムが入っているんですけども、そこに入力している分については、データを抽出ができますので、そこで把握も可能かと思います。

○山下明子委員

例えば、こういうコミュニケーションに関する部分なんかを特にテーマに関しては、そういう全体像として、一体どれぐらいの人がこれを利用しているかというところの資料を頂きたいと思うんです。

○障がい福祉課職員

ただし、これがかなり昔からの記録になりますので、全て電算入力されているものでもない部分もございます。それと、以前給付されていても、今は使っていない給付とかもありますので、それを今使っていないかどうかという確認まではちょっと困難です。

○池田委員長

難しいですかね。

ほかにございますか。

○村口障がい福祉課長

補足ですけど、また、私の説明で申し訳ないんですけど、職員のほうは、とにかく手帳の申請があったときには、このサービスの御案内で、なるべくそのサービスが受けられるようにということで、かなり丁寧な対応はしているというふうに、課長としては思っておりますので、その中で、希望があれば申請してくださいというのは時間を取って説明しているところでございます。

○山下明子委員

以前、視覚障がいの方たちの講習会に参加したときに、結構機器がいっぱい紹介されていて、県内の中では佐賀市は結構メニューも広くとっていて、使い勝手がいい制度になっているという話ではありました。だから、そこがどれだけ、より知らされていくかということも大事かなとは思いますが、そこは褒めておられましたよ。

○池田委員長

私からちょっと1点ですけど、視覚障がい者用に活字文書読み上げ装置がありますよね。前も役所の文書に、音声コードをつけて出してくださいということも要望したりとかしていたんですけども、つけている状況というのは、大体の書類にはついているものなんですか。普及状況はどんな感じですか。

○村口障がい福祉課長

保健福祉部のは大体入れるようになってはいますが、例えば、ほかの計画ですとか、その辺が全部網羅されているかというのはちょっと把握できていないです。

○池田委員長

計画の概要版には、結構ついているのは見てはいますが、一般の方に配られる書類とかには、そういった表示、音声コードをつけているというのはないわけですか。余り見たことはないような気もするんですけど。

○村口障がい福祉課長

音声コードの場合が、全部は読み上げできないので、かなり省略した分、1つのバーコードで読み見込める字数が決まっているということで、非常に省略して入れるということでちょっと作業が非常に時間がかかるということで、全部が全部できていない部分があるというふうには思っておりますので、そこはちょっと、委員長の指摘は重く受け止めたと思っています。ちょっとそこは庁内で何かその辺できるような仕組みをやっていかないといけないなと思っています。

○池田委員長

視覚障がいの方からも、なかなかそういった書類が少ないというか、よって読み上げ装置にしてもなかなか購入が普及していないというのが、声もあつたりとかしていたので、そういったことも今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○山下明子委員

今のお話だと、結局、保健福祉部関連の印刷物に関してはそういう認識だけれども、全庁的にこれをしようというところまで至っていないということなんですかね。これをスタンダードにしましょうねという話にはなり切れていないということでしょうか。

○村口障がい福祉課長

そこまでちょっと徹底ができていないということです。

○山下明子委員

例えば、図書館とかいろんなところに佐賀市の資料があつて、それを読みたいなと思ったときに、朗読ボランティアの方だとか、そういう方に来てもらつてというようなことを一々するというのは非常に荷が重いか、一々そのためにというふうには本当に何か荷が重いと言われるわけですよ。自分でちゃんとそれを読み込める機械があるのに、それで自分が好きなように借りてきてそれをやるというふうにはできるのにというのはやっぱりある

わけですね。だから、大事な佐賀市の計画とかいろんなことに関してはきちんとそれはスタンダードにしていくということをぜひしていくべきではないかと思います。でないと、本当に自由に情報にアクセスするところの最低限だと思うんですけどね。だから、保健福祉部の情報だけではないので、生活している上では。まちづくりだとかいろんなこともあるし、総合計画なんかもそうだと思うんです。その辺は、どんな話になっているのかなと。

○村口障がい福祉課長

すみません、私がちょっと保健福祉部が長かったもので、そういう徹底が保健福祉部だけで、ちょっと自分ができているというところで、他の課でも、例えば、それに対する補助金がありますので、そのとき取りまとめは障がい福祉課でやっておりますが、毎年、各課から計画で作りましたということで上がってくるんですが、ちょっと私が見たところ、何か少ないように、この計画はできていて、この計画はできていないというのはちょっと把握していませんけど、感覚的に少ないようには思っていますので、そこは何らかちょっと対応策を考えていきたいと。考えていかないといけないと思っています。

○山下明子委員

例えば、ホームページの写り込みが誰にでも見えるような色を使いましょうとか、そういうことを今まで話し合ってきたじゃないですか。だから、それと同じように、音声読み上げのデータをきちんとつけるというのも、そういうふうなスタンダードにしましょうねというふうなことでやっていく話だと思うんですよ。それは佐賀市としてやるんですよということだと思うので、そういうぜひ呼びかけは、それを保健福祉部のほうで音頭を取って、全庁的にやっていきたいと思いますよと、バリアフリーですよということだと思うんですけども。

○村口障がい福祉課長

委員御指摘の点は、そういうふうには持っていきたいなと思っています。宿題がいっぱい出ているので、一つずつ。

○永渕副委員長

せっかく今日は教育部のほうに来ていただいているので、この資料とちょっと外れますけど、ちょっと質問したいんですけど、いわゆる視覚障がいとか聴覚障がいとか、手話をメインでお話すると、そういうものを総合学習とか通して学ぶ環境があればいいよねというのは思うわけですね。ただ、そう思ったときに、例えば総合学習の中でネットリテラシーとかいじめ問題とか、地域ティーチャーとか食育とか、いろいろやることもいっぱいあって、なかなかできないよねというところから先に言うからいつも前に進まないような気がしていて、そういう意味で、例えば手話とかを小学校の授業の中で学ぶということを考えたりとか、そういう障がいを学ぶと考えたときを1こましっかり求めていくとしたときに、今、学校の中でどういう部分を解決していけば、そういうことを児童とい

う時間の中から学ばせることができるのか、どういう部分を解決していけば、そういうことができるのか、そのあたりはどうお考えなのかちょっと聞きたいんですけど。

○松島副理事兼学校教育課長

その手話に限定してということでしょうか。

手話についてということで小学校の中で学ばせる、きっちり時間を取って学ばせるためにはどのようにすればよいかということの御質問だと思いますけれども、そもそも手話を学ぶことそのものが学習指導要領に位置づけられているというものではございませんので、これを強制的に教育委員会で学ぶように位置づけなさいということはなかなか難しいというふうに思っております。

ただ、学校の中で、先ほど副委員長言われましたように、総合的な学習の時間等で手話を学んで、例えば文化発表会等で手話を交えながら歌を歌ったりとか、国語の教材等に盲導犬の訓練でありますとか、そういった視覚障がい者の方のところを学ぶようなものがございますので、それと関連づけて学んだりするということはございます。あるいは聾学校や盲学校の近くの学校は交流を行ったり、あるいは学校に難聴のお子さん、弱視のお子さんがいらっしゃる場所については、そういったお子さん方の障がい理解というところで行うところがあると思いますが、日常的に手話を使って会話ができるところまでというのは、これはなかなか非常に難しいのではないかなと思っております。

それで、何を解決すればというところがあるんですが、やはり学校全体として校長先生のお考えもあろうかと思いますが、総合的な学習の時間をどのように考えて、障がい者理解というところに非常に力を置いて、ある学年でそれを必ず学ぶというように位置づけるというのが一つの方法かと思いますが、やはりこれはそれぞれの学校の実情、それから校長先生のお考え、そういったものに関わってくるのではないかなと思っております。

○永渕村岡副委員長

その手だてというところがいつもいろいろなことをする上でも考えるところで、例えば校長会があるので、校長会のほうに皆さんお伝えしますねということで、立ち止まってしまうような部分というのは、何とかな、いろいろなことを子どもたちに学んでほしい、ただ、時間が少ない、カリキュラムの時間で、先ほど言ったように総合学習指導要領に入っていない部分があるので、そういうところもお話があるんですけど、それは例えば、教育という部分ではなくて、佐賀市全体の中で、基軸としてそういうものを作っていくんだというのが、ある種定められていくようなことがあって、そういうまちにしていこうというような基準ができたりすると、またそこはちょっと考え方が違ったりするものなんでしょうか、ちょっとそれをお聞きしたいです。

○松島副理事兼学校教育課長

あくまでもこれは私見と申しましょうか、ということになってくるかと思うんですけども、手話というものについても、聴覚障がいの方々についてもいろいろなお考えがござ

います。例えば、聾学校に行かれる方については、全て耳が聞こえない方は手話を学ばれる方もいらっしゃるけれども、難聴のお子さん等であれば、できるだけ通常のお子さんと一緒に育てたいということで、手話ではなく、唇の動きを読んで会話ができるようにするというような方法を非常に好まれる方等がいらっしゃるって、特に手話を勉強させていないという方も非常にたくさんいらっしゃいます。その障がい者理解ということそのものについて考えるならば、手話を全員で学ぶというよりも、障がいのある方々のそれぞれの特性といいますか、困っていらっしゃる場所をそれぞれ子どもたちが学ぶと、何がこのお子さんについては、今困っている状況がどんな状況によって困っているのかというようなことで相手を理解するというような道徳的心情、それから障がい者理解に向けての心情、そういったものを高めるということが、障がい者理解については近道ではないのかなというふうに我々としては思っております。その中で、あるいは難聴のお子さんに関わるところが、お子さんがやがて手話等に興味を持って勉強される方というのが出てくるのではないかなというふうに思っているところで、特に小学校、中学校の段階では、そういった相手を理解する、相手の心情に立つ、相手の立場に立つ、そういった教育が逆に障がい者理解には近道ではないのかなと思ったりもしているところです。

○永淵副委員長

確認という意味での質問ですけれども、手話に限定しないでお話をしていただいたので、そういうことを学ぶこと、小さい児童の時代とか生徒の時代に学ぶことというのは、やはり子どもの情緒とか、いろんなものを含めて学ぶという点で、学校現場としてはそういうことを学んでいくこと自体には好影響を与えるというふうな認識をお持ちなのか、そこだけちょっと教えていただいてもいいですか、最後に。

○松島副理事兼学校教育課長

それについては、現在、インクルーシブ教育ということもやっておりますけれども、とにかく、人権・同和教育とも関わってまいります、いろいろな、それぞれの立場を理解してということについては、それはもちろん、学校の人権を大切にするというところが大きなところではまいりますので、これについては高ウエートと、先ほどおっしゃいましたけれども、そのとおりであることは間違いないと思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

保健福祉部のほうの9ページの一番下、9番の点字・声の広報ということでありますけれども、先月、私たちの委員会で宮崎市のほうに視察に行きました。その中で、手話言語条例の先進地ということで行ったんですけれども、そのときに宮崎市のほうが、私たち、聴覚障がいというイメージがすごく大きくあって、そのイメージでいたんですけど、宮崎市のほうが障がい者に対する意識が広くというか、何なんですかね。聴覚だけじゃなく

て視覚障がいとか、いろんなコミュニケーションを持たない人たちのための条例をつくっていらっしやって、その中で市役所の中に点字プリンターがありますというふうにおっしやっていて、佐賀市のほうはどんなですかね。市役所でつくったりするプリンターとか置いてあるんでしょうか。

○村口障がい福祉課長

点字プリンターですか、それは置いていません。

○富永委員

分かりました。

じゃ、その広報というのは、例えば窓口に来られて、視覚障がいの方が来られた場合は、今あるやつでしかできないということですね。

○山下明子委員

ちなみに、点字・声の広報に関しては、今、市報、市議会だより、ごみカレンダー等とあるんですが、ほかに何をされていますか。

○村口障がい福祉課長

保健福祉部の計画ですとか、そういうので上がってきます。毎年じゃないんですけど。

○山下明子委員

保健福祉計画とか、保健福祉部に関わる、そういう計画ということですかね、さっきの話の。そういうことですか——何か違う。

○村口障がい福祉課長

あと、人権の課とか企画とかは上がってきています。

○山下明子委員

教育委員会のほうも含めてなんですが、障がい福祉のほうでもですが、今、出た宮崎のほうでいろいろ資料を頂いたところに、これはいいなと思って見たのがあるんですが、障がい理解を進めるための、みんなが一緒に暮らせるまちへ、障がいを正しく知ってサポートしましょうという冊子なんですが、これは別に宮崎市が作っているわけじゃなくて、東京法規出版が作っているものなので、ひょっとして御存じか、佐賀市でも活用されているのかなと思ったりしたんですが、子どもたちにもよく分かるようになっているし、易しい言葉で、ルビつきで、もし困った人がいたらこういうことが必要ですとか災害時はこういうことが必要ですとか、とてもよく分かる中身になっているんですよ。例えば、学校で障がいに関して学ぶときは、どういうものを使っておられるんでしょうか。それから、保健福祉部のほうも障がい理解を進めるためのいろんな啓発のものはどんなものを使っておられるんでしょうか。

○松島副理事兼学校教育課長

障がいそのものを学ぶということになりますと、やはりこれは実際障がいのある方、例えば盲導犬を連れてきた方に来ていただいて、実際盲導犬と触れ合う中で、どのようなところ

に困っていらっしゃるのかとか、そういったところで学習したり、ペーパーによる教材というものをを用いて、例えば聴覚障がい者はこうだよとか、そういう勉強ではなくて、実際に障がいのある方に来ていただいて、体験を聞いたりとか、そういうことが多いのではないかなというふうに理解しています。

○村口障がい福祉課長

私が今ちょっと手元に持ってきていないんですけど、市の差別解消法についてのパンフ、それから県のパンフとかを使っています。

○山下明子委員

教育委員会のほうで実際の当事者の方にお話を聞くというのも当然それは必要だと思いますので、それはそれでいいんですが、本当、これは後でぜひ御覧になっていただければというか、多分全国どこでも使えるものだと思うので、当事者のお話を聞いた後に全体像をいろいろつかんでいく上でもとても役に立つだろうし、一般的にとても分かりやすい。日常生活でも災害時でも、こういう面を持って地域で接していけばいいんだということが分かる中身になっているんですね。立教大学の先生が監修されているものさそうなんですけど、これはぜひみんな持っているんですけど、と思います。

それで、結局そういう周りのサポートはサポートとしながらも、どれだけいろんな部分で配慮を広げるかということも必要だと思うので、さっき利用ができやすいようになっているのかとか、実情どうなっているかというあたりはぜひ本当につかんでもらいたいなとも思います。当事者の方たちがどれだけ利用しているのかとか、さっきの制度のことではですね。

○池田委員長

要望ですね。

ちょっと教育委員会にお聞きしたいんですけども、今、小学校とかで椅子にテニスボールをつけて、音が出ないようにということで配慮されているんですけど、これは大体全校、どこの学校でも取り入れていらっしゃるんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

すみません、ちょっと実情、数としてどのくらいというのは把握していませんけれども、実際、木製の椅子を使っている学年にはテニスボールがはまらない状況になります。物理的にはまらないので、それはちょっとできていないところですが、やはり難聴学級のあるところとか、音に非常に敏感なお子さんがクラスにいるところとかは、大体テニスボールをつけてあるところが多いです。

○池田委員長

難聴の子どもたちがいるところには配慮してつけてあるということによろしいですか。

○松島副理事兼学校教育課長

それは各学校で、ほぼ難聴学級のあるところについてはされていると理解しています。

○池田委員長

以前、開成小学校で、卒業式に要約筆記の方を呼んで、いろんな言葉を卒業式のところでされたということで記事にもなったんですけども、そういった要請とか、その後あったりとかしているのでしょうか。その裁量というのは、校長先生がそういう許可したりとかはされているんですか。

○松島副理事兼学校教育課長

今、委員長が言われました開成小学校の事例以後は、特に要請というのがあっておりませんので、その後は卒業式等で映してというのはやっていないんですが、もちろん要請があった時点で校長裁量になるんですけども、ほぼそういうのは要請を受けるといいましょうか、実現するような方向で動いていただけるようにとは思っております。

○池田委員長

あと、ノートテイクといいますか、横について、授業の先生の言葉を書いて児童・生徒に伝えるとか、そういったこととか事例としてあるのかどうか、お聞きしたいんですが。

○松島副理事兼学校教育課長

現在のところ、今いらっしゃる難聴学級のお子さんについては、補聴器と、それからコミュニケーションといいまして、先生がしゃべったのを目の前のスピーカーで、指向性のスピーカーで出す、そういった装置等を利用して、今のところは対応できているので、要約筆記は今のところはあっていない状況です。

○池田委員長

ほかにございますか。

○山下明子委員

今日、執行部に来ていただいた目的の一つに、私たちは、もともと手話言語条例と思っていましたけれども、さっき富永委員も言われたように、宮崎市だとかのお話を聞いて、手話に特化せずに、また障がいの有無にかかわらず、要するに手帳を持っているか持っていないかにかかわらず、コミュニケーションを必要とする人たちにきちっとスムーズにできるような考え方で行きましょうという、宮崎市の条例の考え方がとてもいいなと思って、宮崎市の場合は県も市も同時に進んだという話でした。障害者芸術・文化祭が宮崎であるということだとか、何かオリンピックのホストタウンにカナダとかドイツとかなるとい、いろんなこともあって、コミュニケーションをきちっとしていきましょうというところからスタートしたそうですが、県は手話言語条例という名称にして、でも宮崎市は県と相談もしながら、やっぱり宮崎は障がいの特性に応じたコミュニケーションということにしたという話で、私たちも学びをしてまいりました。

それで、実際佐賀市として、この条例に関してどのような思いを持っておられるんだろうかということやちゃんと確かめたいよねというのが率直なところだったんですね。条例が必要だと思いませんかということなんです。ですよね。みんなそういうふうに聞き

たいと思っているんですね。

○大城保健福祉部長

今言われた内容もそうなんですけれども、いろいろな議員の声を聞きますと、やはり障がい者へのいろんな手当てが行き届いていないというような状況があって、そこがやっぱり現状にあるのかなというふうには思っております。そこに対してどこまで行政が支援を拡大、拡充できるのかというのは、非常に財政的な問題とか、障がい者に限らず、この間、永渕副委員長から言われたようなひきこもりの問題とか、いろんな問題がありますので、そのあたりは総合的に考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

それから、いろんな先進都市の事例、今お聞きしたところで点字プリンターとか、私もちょっとよく知らなかったんですけど、それから音声の読み上げ装置とか、そういったところの部分については、やはり我々も、いろんな研究しながら対応を取っていかなければいけないかなというふうには思っております。それは佐賀市のほうでは障がい者プランとか、障がい者の事業計画ですね、実施計画として福祉計画をつくっておりますので、その中で目標に向かって進めていきたいと考えております。

条例についてどうなのかという話になると、条例についてはいまだ考えには我々ちょっと至っていないわけなんですけれども、宮崎市の条例とか、そういったのを見ると、やはり条例に表現することによって、市民に対してある程度障がい者への理解が進むとか、やっぱり障がい者に対して周りが助けていくことが一番大切ですので、事業者ですとかそういった市民の役割、そして市の責務というのはきちりうたわれていますので、その辺では非常に参考になるというふうには思っております。ただ、条例について私がいろいろ言うと、釈迦に説法みたいになるんで言われませんが、自治体としては、どちらかというところ、住民の制限をかけたり、義務を課したりというところで条例をつくったりしていますけれども、このコミュニケーションの促進条例というのは、精神的な条例という、理念関係で事業を進めていきたいと思いますという、非常に市民、そして市、そして事業者が一体的になって進めていくものでありますので、そういうところで、我々も計画を進める中でそういうのは考えていかなければいけないとは思っています。条例というのは、やっぱり地域の実情、それから、今までの歴史とか、それからそういう下地とか、そういったところがあって初めて特徴のある条例がつけられていくと、もちろん市民もそれが受け入れやすいという形になるかなというふうには思っています。

ただ、我々も議会で、私も一般質問で、川副議員のほうからも、雇用1,500人条例ということで、どうですかということ言われたんですけど、やっぱりそれぞれ特徴があってつくられているので、それをみんな佐賀市に当てはめると、条例の乱立になってしまうというような形になりますので、そういったところで、いろんな都市の参考となる事例は私たちも学びながら、条例としてそれが、このタイミングで効果があるのか、やっぱり次の政策に展開できるための条例にしないと意味がないので、そこは必要性、それから

効果、タイミングは考えながら、やはり条例は考えていかなければいけないのかなど。これは一般論になって非常に申し訳ないんですけども、条例を今どうかと言われれば、その条例をつくりますよという話ではないので、そういった今の現状と、これからに向けての条例の考え方について、はっきりしたお答えにはなっていませんけれども、そういった形で考えています。以上です。

○山下明子委員

私、思ったのは、障がいの有無にかかわらずとしているところがとても大事だと思ったんですよ。というのは、今ここにある施策は、障がい福祉の施策ですよ、いろんなものが。だから、補聴器にしる、眼鏡にしる、何にしる、いろんなことに関して、障害手帳を持っていなければ利用できないとか、療育手帳を持っていなければ利用できないとか、そんな形になってしまっていますけれども、一方で、例えば音声読み上げのデータをきちんとつけることによって、必要とする人は誰でもアクセスできるだとか、そういう情報にきちっとアクセスできるというのは、もう基本的人権なんだという立場から据えてあるというのがとても大事なところだと思ったんですね。宮崎の場合。それを国体だとか東京オリンピックだとか、そういうことは延期になったので、ちょうど今から1年かけて醸成させていくいい期間だと捉えているという話もあったんですよ。宮崎の場合、平成30年に条例ができたと言ってありましたからね。

となったら、佐賀でも、県は手話言語条例がありますけど、佐賀市は佐賀市としてどうしていくかというときに、県の条例だけではまだまだ、もっと考えていく部分もあるんじゃないだろうかということだとか、佐賀の国民スポーツ大会に向けてどうやっていこうかという、ある意味節目のタイミングと言えらると思うんですけども。ということで、ほかの方もどうぞ。

○大城保健福祉部長

今、山下明子委員からいただいた、基本的人権ということで、もちろんそれは我々もベースに考えていることではあります。障がい者プランの中でも、そういった形で進めております。

いろんな個別の対応については、我々が窓口できちんとやっていくとか周知をどうしていくとか、そういったことは、やはり今、困り事が皆さんありますので、そこについては対応していくと。

ちょっと1点難しいことは、障がい者の範囲を超えてという部分をどう我々が拾っていくかという部分は、今後また課題として考えなければいけないかなというふうには思っています。

○池田委員長

ほかに皆さんないですか。

○永渕副委員長

繰り返しになるんですけど、この後こちらでも、委員間でも討議をすることになるので、山下明子委員が比較的直接のことをおっしゃったんだけど、ではこれが、そのコミュニケーションに関する条例みたいなものを今後考えていくと、もし思ったときに、今の段階で、部長にお聞きしたいんですけど、クリアしなきゃいけないとか、ちょっとそれに関してこの点が不安だとか思っている部分、それを再度確認したい。それをつくった上でちょっとこの件が不安だなど、そのあたりもちょっと教えていただきたいんですけど。

○大城保健福祉部長

ちょっとお答えが難しいんですけども、条例をどういうふうなつくり込みにするのか、盛り込む内容をどれだけにするかによって、その条例ができて今後進める我々の施策というのが決まっていきますので、そこで、やはり内容をどこまで広げていいか、全庁的になっていくのか、それともある程度、もっと広げていったほうがいいような形になるのか、その辺が形によって次の展開が見えてきますので、そこが非常に不透明なところではあります。

ただ、条例をつくった場合は、やっぱりみんなに知らせて、きちんと理解してもらう、そこが一番、この条例をつくった場合は大切だと思うんですよね。そこをどう広げていくかという、その下地というか、皆さんに受け入れられるような環境というか、そういうのをつくってもらいたい。その中で、今進めている地域共生社会ですとか、そういった地域の土台というか、そういうのをきちんとつくって、そこに浸透させていくというような形にしないと、条例をつくっても、何か地域のとか住民のほうに染み込んでいかないとか、そこが一番心配しているところでもあります。

具体的な事業になってきますと、それは、我々が今事業計画の中で進めている部分に少しプラスして事業を展開させていくというような形になりますので、当然条例をつくれば、次の展開に行くための、ある程度予算が許せば、そこで事業を大きくしていくとか、新たな事業を設けるとか、そういうことになりますので、そこはやっていかなければいけないなど。ただ、条例とかそういうのをつくった場合に、どこまで浸透させるのか、そこを我々がどういうシステムというか、どういう形でつくっていくのかというのが私は一番心配というか、課題だとは思っています。以上です。

○池田委員長

確かに市民にどう受け入れていただけるかは大切なことだと思います。それともう一つは、職員の皆さんにも必要な条例じゃないかなという感じもしているんです。

1つ事例を申し上げますと、この間、東与賀のひがさができました。私たちも見学に行かせていただきましたけれども、あそこには大型のスクリーンがあって、いろんな有明海の生態の紹介をしてありますけれども、実はこれに字幕が入っていなかったんですね。そういうことが、聴覚障害者サポートセンターのほうから指摘がありまして、環境政策課のほうに電話して、ついてなかったよと、そういう指摘がありましたということで、今

ちょうどその字幕を入れる準備をしていらっしゃるということですが、こういうことが実は過去にも三重津海軍所跡であったりとか、それからバルーンミュージアムのスクリーンも後から指摘されて字幕が入ることが度々起こっているんですね。こういうことが全庁的に行われていないと、共有されていないということが問題じゃないかなというふうに考えているわけで、建物が建ったら、そういうことに常に気をつけて、ちゃんとやっていくんだという、そういったことがなされていないんじゃないかなというのを1つ問題視しているわけで、何も市民だけに条例を押しつけるわけじゃなくて、私たち自身も、役所としてもそういった条例をつくることによって、意識が行き渡っていくんじゃないかということも考えての調査をやっているという段階ですので、そのこともぜひ頭に入れて考えていただきたいなというふうに思っております。

○大城保健福祉部長

今、池田委員長から言われたこと、我々も反省すべき点かなというふうに思います。これは庁内である程度連携が取れていればそういったことも起こらなかったでしょうから、そのあたりについては、今、課長も言いましたとおり、我々が保健福祉部で持っている思いというか、それを広げていくというような形で進めていきたいとは思っております。

○池田委員長

あと、皆さんのほうから何かないでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、次第の2はこれで終わりたいと思います。執行部の皆さん本当にありがとうございました。お忙しい中を来ていただきまして、ありがとうございました。

10分間休憩を入れたいと思います。11時25分から再開いたします。

◎午前11時15分～午前11時26分 休憩

○池田委員長

それでは、所管事務調査を再開いたします。

◎所管事務調査について委員間協議

○池田委員長

1月13日に聴覚障害者サポートセンターに対してと、19日に佐賀市視覚障害者福祉協会に対し意見聴取を行います。その際、お尋ねする項目、ポイントについては、聴覚障害者サポートセンターに対しては、条例に盛り込むべき事項について詳しく伺うと。それから、視覚障害者福祉協会に対しては、視覚障がいについての概要、日常生活で困っていること、またそれに対するサポートについて伺うと、そういう内容で通知したいと思います。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

また、障がいの疑似体験については、行う方向で調整します。

それでは、最後に委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、

数字その他の整理についてお諮りします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議はないようですので、委員長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、文教福祉委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 池 田 正 弘